

千葉県 の 監査

—令和3年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については令和3年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については令和2年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね令和3年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県の監査—令和3年度版— 目次

第1 監査等の概要

1 基本的考え方	1
2 監査等の対象	1

第2 監査等の結果

I 定期監査	3
II 財政的援助団体等監査	8
III 決算審査	10
IV 例月出納検査	22
V 基金運用状況審査	23
VI 健全化判断比率等審査	24
VII 内部統制評価報告書審査	26
VIII 住民監査請求	28
IX 外部監査	29

【資料】

1 監査委員	30
2 令和3年度監査計画	31

(計画期間：令和3年9月～令和4年8月)

第1 監査等の概要

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査の実施に当たっては、監査の効率化及び重点化の観点から重点監査事項を設定するとともに、地方自治法の改正により令和2年4月から実施されている内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえ、監査の対象に係るリスクの内容及び程度にも留意しつつ、監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 監査等の対象

(1) 令和3年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
定期監査	対象期間は原則令和3年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、485機関
財政的援助団体等監査	対象期間は原則令和2年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。 出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。	県の出資率が25%以上の出資法人、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、91団体のうち53団体
決算審査	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算
例月出納検査	各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金及び預金の出納
基金運用状況審査	令和3年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象等
内部統制 評価報告 書審査	知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施した。	財務に関する事務

(2) (1) を除く監査委員が実施した監査、検査、審査その他の行為については、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
住民監査 請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	請求件数：2件 (うち監査実施件数：0件)

【注】 監査の区分及び基準について

(1) に係る監査等の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

(1) 区分

	監 査	検 査	審 査
区分	指摘事項	指摘事項	改善すべき事項 (※1)
	注意事項	注意事項	留意すべき事項 (※2)
	指導事項		

※1 指摘事項に準ずる。

※2 注意事項に準ずる。

(2) 基準

ア 指摘事項

(ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

イ 注意事項

(ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

第2 監査等の結果

I 定期監査

1 監査の実施状況

(1) 令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業を対象として、
 合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、令和3年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点
 監査事項に重点を置いて実施した。

ア 重点監査事項

(ア) 財務事務について

- ・ 収入未済の債権管理等について
- ・ 工事の執行について
- ・ 契約事務について
- ・ 財産の管理等について

(イ) 適正な事務執行の確保について

(2) 監査の実施時期

令和3年9月から令和4年8月

(3) 監査対象は令和3年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、令和3年4月1日現在の
 485 機関の全てとした。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通 会計	本 庁	108	108	—	108
	出先機関	337	111 ※	226 ※	337
	計	445	219	226	445
企公 営会 計	本 庁	14	14	—	14
	出先機関	26	15 ※	11 ※	26
	計	40	29	11	40
合 計	本 庁	122	122	—	122
	出先機関	363	126	237	363
	計	485	248	237	485

※コロナ感染症対応で13機関を実地監査から書面監査に変更したため監査計画とは異なる。

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	108	2	14	60	0
	出先機関	337	12	50	161	0
	計	445	14	64	221	0
公営企業会計	本 庁	14	0	4	6	1
	出先機関	26	2	4	13	0
	計	40	2	8	19	1
合 計	本 庁	122	2	18	66	1
	出先機関	363	14	54	174	0
	計	485	16	72	240	1

3 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

(普通会計) 14件

番号	項目	件数
1	個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	5
2	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
3	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
4	収入未済の解消を求めたもの	1
5	物品の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1
6	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
7	支払審査における事務処理の遅延について、再発防止を求めたもの	1
8	委託業務に係る不適切な発注手続について、再発防止を求めたもの	1

(企業会計) 2件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期について、適正な事務手続を求めたもの	1
2	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 64件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	26

2	個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	7
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	6
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	5
5	工事等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	5
6	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	4
7	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	2
8	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	2
9	就職出願手続の誤りについて、再発防止を求めたもの	2
10	支払先の誤認について、再発防止を求めたもの	1
11	普通財産について、適正な管理を求めたもの	1
12	備品の管理不備による物損事故について、再発防止を求めたもの	1
13	手当等の支給事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
14	前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの	1

(企業会計) 8件

番号	項目	件数
1	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	4
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
3	支出負担行為の時期について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	個人情報の取扱について、適正な事務手続を求めたもの	1

(3) 指導事項

(普通会計) 221件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	46
2	収入未済に係るもの	34
3	支払の時期に係るもの	33
4	事務手続に係るもの	25
5	収入事務に係るもの	22
6	契約事務に係るもの	18
7	財産の管理に係るもの	17
8	調定の時期に係るもの	13
9	物品等の管理に係るもの	4
10	指定管理に係るもの	3
12	支出事務に係るもの	2
13	工事の施工管理に係るもの	2

14	工事の積算に係るもの	1
15	文書の管理に係るもの	1

(企業会計) 19件

番号	項目	件数
1	収入事務に係るもの	10
2	未収金に係るもの	3
3	支出負担行為に係るもの	2
4	事務手続に係るもの	2
5	支出負担行為の時期に係るもの	1
6	支払の時期に係るもの	1

(4) 意見 1件

(企業会計)

番号	項目	件数
1	経営に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	1	26	34
調定の時期		5	13
その他の収入事務	2	1	22
支出負担行為の時期		2	46
契約事務	2	5	18
工事等の積算	1	5	1
その他の支出事務	2	5	35
財産の管理		4	17
個人情報等の紛失等	5	7	1
その他	1	4	34
計	14	64	221

(企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
未収金			3
その他の収入事務		4	10
支出負担行為の時期	1	1	3
支出事務		2	1
工事等の積算	1		
その他		1	2
計	2	8	19

II 財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 令和2年度の財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

(2) 監査の実施時期

令和3年9月から令和4年3月

(3) 監査対象は令和2年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、①県の出資率が25パーセント以上の出資法人②県の補助金が3億円以上の私立高等学校③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）④指定管理料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）とし、このうち53団体について監査を実施した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	32	16	16	32
私立高等学校	33	2	6	8
その他の援助 (補助) 団体	13	8	0	8
指定管理者	13	5	0	5
計	91	31	22	53

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	32	2	3	6	0
私立高等学校	8	0	0	1	0
その他の援助 (補助) 団体	8	0	0	0	0
指定管理者	5	0	0	0	0
計	53	2	3	7	0

(2) 主な事項

ア 指摘事項 2件

番号	項目	件数
1	入居児童に係る児童手当の申請漏れについて、再発防止を求めたもの	1
2	経営状況について、改善を求めたもの	1

イ 注意事項 3件

番号	項目	件数
1	未収貸与料等の管理について、早期回収を求めたもの	1
2	経営状況について、改善を求めたもの	1
3	未収家賃の管理について、早期回収を求めたもの	1

ウ 指導事項 7件

番号	項目	件数
1	事務手続に係るもの	2
2	工事の積算に係るもの	1
3	支出事務に係るもの	1
4	資産管理に係るもの	1
5	契約事務に係るもの	1
6	支払の時期に係るもの	1

Ⅲ 決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和3年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

令和3年度 千葉県一般会計
令和3年度 千葉県特別会計財政調整基金
令和3年度 千葉県特別会計県債管理事業
令和3年度 千葉県特別会計地方消費税清算
令和3年度 千葉県特別会計自動車税証紙
令和3年度 千葉県特別会計市町村振興資金
令和3年度 千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
令和3年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
令和3年度 千葉県特別会計国民健康保険事業
令和3年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
令和3年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
令和3年度 千葉県特別会計工業団地整備事業
令和3年度 千葉県特別会計就農支援資金
令和3年度 千葉県特別会計営林事業
令和3年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
令和3年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
令和3年度 千葉県特別会計港湾整備事業
令和3年度 千葉県特別会計土地区画整理事業
令和3年度 千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和3年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、関係諸帳票、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算その他関係書類については、法令に適合し、決算に関する計数は、関係諸帳票、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、いずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 決算の概要

a 決算総額

令和 3 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 4,773 億 7,577 万余円 (12.0 パーセント) 増加し、4 兆 4,488 億 9,650 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 5,034 億 1,169 万余円 (13.0 パーセント) 増加し、4 兆 3,676 億 2,333 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 281 億 7,508 万余円、特別会計では 18 会計の合計で 439 億 6,839 万余円の黒字となっている。

※一般会計実質収支約 282 億円のうち、約 199 億円は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の概算交付によるもので、令和 4 年度に国に全額返還する必要があり、国庫返還分を除いた実質収支は、約 83 億円の黒字となる。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 3,368 億 78 万余円 (15.3 パーセント) 増加し、2 兆 5,386 億 1,239 万余円となった。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金の増などにより、国庫支出金が 2,134 億 9,863 万余円、県税が 845 億 3,308 万余円、地方交付税が 646 億 1,162 万余円増加した一方、諸収入が 897 億 4,975 万余円、繰入金が 54 億 1,158 万余円、減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 62 億 8,140 万余円減少し、令和 3 年度末現在は 142 億 5,081 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 63 億 4,956 万余円 (35.1 パーセント) 減少し、117 億 2,513 万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 3,546 億 6,441 万余円 (16.5 パーセント) 増加し、2 兆 5,030 億 4,091 万余円となった。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症に対応するための増などで、商工費が 1,368 億 6,988 万余円、総務費が 1,075 億 9,006 万余円、衛生費が 802 億 8,887 万余円、公債費が 540 億 6,736 万余円増加した一方、民生費が 236 億 7,700 万余円、農林水産業費が 88 億

3,566 万余円減少したことなどによるものである。

d 特別会計（18 会計）

特別会計歳入総額は、前年度と比較して 1,405 億 7,498 万余円（7.9 パーセント）増加し、1 兆 9,102 億 8,411 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 1,234 億 5,052 万余円増加した一方、特別会計県債管理事業が 477 億 4,963 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して 1,272 万余円（2.0 パーセント）増加し、6 億 4,087 万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して 1,487 億 4,728 万余円（8.7 パーセント）増加し、1 兆 8,645 億 8,241 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 1,294 億 6,269 万余円増加した一方、特別会計県債管理事業が 477 億 4,963 万余円減少したことなどによるものである。

e その他

基金については、前年度と比較して 2,502 億 8,146 万余円（30.2 パーセント）増加し、21 の基金の総額は 1 兆 803 億 6,746 万余円となった。

(イ) 意見

a 財政状況について

令和 3 年度の一般会計の決算で、実質収支は 18 年連続の黒字となる。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率（普通会計ベース）については、県税収入や地方交付税の伸びにより、前年度の 98.2 パーセントから 84.8 パーセントになり、前年度比で 13.4 ポイント改善し、財政運営は安定的に推移したところである。

一方、新型コロナウイルス感染症の急拡大や、原油価格・物価高騰等の影響も懸念され、財政状況は、先行きが不透明な状況である。

こうした社会情勢の変化にも的確に対応しつつ、本年 3 月に策定した「千葉県行財政改革行動計画」に基づき、県税収入等の財源確保や事務事業の見直しを徹底するなど、持続可能な財政運営に努めていただきたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が 117 億 2,513 万余円と多額であり、また、不納欠損額が 9 億 2,334 万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徴収に関する市町村支援など徴収体制の充実・強化、課税客体的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、25 億 2,567 万余円と多額であることから、「債権管理適正化の手引」（令和 3 年 9 月改定）に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、必要な対応を図ったものの回収が見込めないものについては、適切な処理を進めて

いただきたい。

※収入未済の主なもの

・雑入（行政代執行費用等原因者償還金）	11億 350万 5,359円
・土木使用料（県営住宅使用料）	3億 2,951万 7,062円

(c) 県債については、建設地方債の残高が、平成17年度以降、減少している一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等は一貫して増加している。

令和3年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ0.2パーセント減少し、3兆656億円となっている。

今後、建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、感染症や防災対策などの喫緊の課題に対応し、県民の命と暮らしを守るとともに、本県の活力を維持、向上させる施策を着実に実行するため、引き続き事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、前年度と比較して176億5,446万余円減少しているものの、全体で1,551億4,551万余円と極めて多額である。特に土木費の繰越額については521億9,985万余円、農林水産業費については129億7,403万余円と多額となっており、歳出予算については、本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のための事業費等により、商工費は727億2,122万余円と多額の繰越しとなった。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図るとともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努められたい。

また、翌年繰越額は、全体で54億1,689万余円と多額であり、繰越しの縮減に努められたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」（平成29年11月策定）に基づき、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図られた

い。

また、未利用県有地等について、財源確保に加え県有資産の有効活用の観点から、売却可能な資産については処分を促進するとともに、利活用についても検討されたい。

併せて、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理について十分な監督・指導を行われたい。

(ウ) 留意すべき事項（収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。）

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	総務部 政策法務課	雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、解消に努めること。
2	健康福祉部 健康福祉指導課	雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）75,159,503円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
3	健康福祉部 児童家庭課	特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）289,825,163円（うち、かい分30,038,423円）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
4		雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）16,570,760円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
5		民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等分））148,241,943円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
6	健康福祉部 障害者福祉推進課	雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
7	健康福祉部 障害福祉事業課	民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））23,441,380円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
8	健康福祉部 医療整備課	貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）34,200,946円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
9	環境生活部 廃棄物指導課	雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,103,505,359円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
10	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）18,674,860円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
11	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入（農業改良資金及び就農支援資金）及び雑入（違約金）82,413,032円（うち、かい分76,948,032円）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
12		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入 41,146,287円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
13	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,265,000円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
14	県土整備部 用地課	雑入（損害賠償金）26,451,134円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
15	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）99,381,603円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
16	県土整備部都市整備局 住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）329,517,062円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
17	教育庁企画管理部 財務課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）204,789,884円（うち、かい分46,339,187円）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和3年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

- 令和3年度 上水道事業会計
- 令和3年度 工業用水道事業会計
- 令和3年度 造成土地管理事業会計
- 令和3年度 病院事業会計
- 令和3年度 流域下水道事業会計

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和3年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、一部に留意すべき事項が見られたほかは、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

- (a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を発揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。
- (b) 契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。
- (c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、適正な会計処理の徹底に努められたい。

(d) 支出負担行為や調定・支払の遅延などが多数認められたほか、積算の誤りや個人情報
の誤送付等も確認されたところであり、依然として事務ミスが多い状況である。

このため、各公営企業管理者においても内部統制の一層の強化に努めて、適正な財務事
務の執行を推し進められたい。

また、今後とも「千葉県コンプライアンス基本指針（平成22年3月制定）」を徹底さ
せるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて（平成28年3月策定）」を活用し
て、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図っていただきたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の事業収益が 827 億 622 万
円、営業費用等の事業費用が 712 億 9,661 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 167 億 5,004 万余円で、建設改良
費等の資本的支出が 472 億 9,394 万余円となった。

次に、損益については、収益は 761 億 3,693 万余円、費用は 676 億 1,789 万余円で、純
利益が前年度に比べ 4 億 4,307 万余円増の 85 億 1,904 万余円となった。

収益は、その他の営業収益が増加したことなどにより前年度に比べ 4 億 1,221 万余円増
加している。

一方、費用は、原水及び浄水費が減少したことなどにより前年度に比べ 3,086 万余円減
少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 16 億 8,657 万余円減の 459 億 2,812 万余円となった。

b 意見

(a) 営業費用が引き続き増加傾向にあるとともに、長期的にも大幅な給水収益の増加が難し
い中で、老朽化の進行による施設の更新費用増加が見込まれているので、今後も収支バラ
ンスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 今後も老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、令和2年度末に改
訂した「千葉県営水道事業長期施設整備方針（令和3年度～令和32年度）」に基づき、
適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進めら
れたい。

また、事業推進の根幹となる「千葉県営水道事業中期経営計画（令和3年度～令和7年
度）」についても、引き続き着実に取り組まれたい。

(c) 水道料金の未収金については、クレジットカード払い等、収納方法を拡大する取組を推
進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」
に基づいた債権回収強化に取り組まれたい。

また、破産等により回収困難となった債権については、令和3年11月に策定した「時

効経過等により実質回収不能となった水道料金未納債権の処理方針」等に基づき、今後も適正な債権管理に努められたい。

- (d) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新及び耐震化、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れの抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

c 留意すべき事項（貸倒引当金について、適切な会計処理を求めるもの）

No.	会 計 名	留 意 す べ き 事 項
1	上水道事業会計	貸倒引当金が過小となっているとともに当該過少分に係る費用計上が行われていないことから、今後、適正な会計処理を行うこと。

(ウ) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 138 億 4,437 万余円で、浄配水費等の事業費用が 120 億 1,204 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 37 億 6,015 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 78 億 8,745 万余円となった。

次に、損益については、収益は 127 億 3,091 万余円、費用は 112 億 7,275 万余円で、純利益が前年度に比べ 2,725 万余円増の 14 億 5,816 万余円となった。

収益は、負担金が増加したことなどにより、前年度に比べ 1,341 万余円増加している。

一方、費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が減少したことなどにより、前年度に比べ 1,384 万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 17 億 7,589 万余円増の 344 億 1,972 万余円となった。

b 意見

- (a) 令和 3 年度は、前年度と比較して、負担金が増加したことなどにより当期純利益が増加している。

一方、将来的に、施設の老朽化の進行に伴い、更新整備費用の増加が見込まれていることから、今後とも、経費削減や新規受水企業の拡大等により、経営の健全化に努められたい。

- (b) 工業用水道事業施設においては、老朽化が著しく進行している。

施設の更新や耐震化については、現在、平成 29 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」及び平成 27 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～令和 39 年度）」に基づき進められているところであるが、今後も重要度、優先度を勘案しながら一層の進捗を図られたい。

(c) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地管理事業会計より令和3年度末で240億4,533万余円の借入残高があるが、平成26年3月に締結した「房総臨海地区工業用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

(エ) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益等の事業収益が124億605万余円で、一般管理費等の事業費用が96億3,102万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、貸付金収入等の資本的収入が9億8,550万余円で、他会計への出資金等の資本的支出が42億4,834万余円となった。

次に、損益については、収益は123億9,220万余円、費用は96億1,656万余円で、純利益が前年度に比べ5億7,437万余円減の27億7,563万余円となった。

収益は、新規分譲収入等の土地分譲収益が減少したことなどにより、前年度に比べ78億5,766万余円減少している。

一方、費用は、土地分譲原価が減少したことなどにより、前年度に比べ72億8,329万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ74億239万余円増の942億9,536万余円となった。

b 意見

(a) 令和3年3月に策定した「千葉県造成土地管理事業経営計画(令和3年度～令和7年度)」に基づき、未処分地の分譲等を積極的に進め、全体的な資金収支のバランスに留意しながら、適正かつ効率的な事業運営に努められたい。

(b) 保有土地の処分に当たっては、需要者のニーズを踏まえ、販売のための手法等を工夫するなどにより、できるだけ早期の土地処分を図るよう積極的に取り組まれたい。

(c) 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。

(d) 整備済みの公共施設については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。

(e) 千葉ニュータウン事業について、「千葉ニュータウン事業における清算後の事務分担に関する協定」等に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、未処分地の処分を積極的に進められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益等の事業収益が535億9,069万余円で、医業費用等の事業費用が541億9,408万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が46億257万余円で、建設改良費等

の資本的支出が 64 億 3,324 万余円となった。

次に損益については、収益 534 億 8,384 万余円、費用 540 億 9,858 万余円で、純損失が前年度に比べ 16 億 1,755 万余円減の 6 億 1,474 万余円となり、引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は令和 3 年度末で 266 億 8,736 万余円となっている。

収益は、入院・外来収益や新型コロナウイルス感染症対策関係の国庫補助金が増加したことなどにより、前年度に比べ 49 億 3,372 万余円増加している。

一方、費用は、がんセンター新棟建設に伴う減価償却費及び医療機器保守点検等の委託料が増加したことなどにより、前年度に比べ 33 億 1,617 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 1 億 5,711 万余円減の 23 億 9,132 万余円となった。

b 意見

- (a) 令和 3 年度においては、佐原病院をはじめとする多くの病院において赤字を計上したことから、8 年連続で純損失を計上し、当年度未処理欠損金は年々増加している。

さらに、今後も、(仮称)総合救急災害医療センターの建築等に伴い、多額の経費を要することが見込まれる。こうした状況を十分認識した上で、確実に経営改善が図られるよう実効性のある対策を講じられたい。

- (b) 令和 3 年度から令和 6 年度を計画期間とする千葉県立病院改革プランについては開始初年度においても主な経営指標の多くが目標値を下回っている。また、過去からの未処理欠損金も累増している状況にある。

今後とも新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中で、厳しい経営状況が続くものと見込まれる。そのため、前改革プランの期間中、主要な経営指標の多くが目標値を下回ったことなどを踏まえ、現改革プランの点検・評価とともに、原価計算による経営分析を行い、改革プランの見直しも含めて改善策を検討されたい。その上で、必要な措置を講じることにより、財務基盤と経営基盤の強化を図り、将来にわたって県民が求める医療を提供できるよう努力されたい。

- (c) 医業未収金については、依然として多額の状況であることから、引き続き未収金回収対策マニュアルに基づいて、未収金の発生防止と、回収の強化に取り組まれたい。

さらに、破綻更生債権を早期に解消するためにも、処理方針を速やかに決定した上で、より積極的な処理を進められたい。

- (d) 医師確保については、多くの病院で改革プランの目標数に達していないが、患者数の増加を図るうえでも重要であることから、早急かつ着実に進められたい。

- (e) 医療安全については、適正な管理体制を整備するとともに、引き続き情報を公表することにより、医療の透明性と県民の医療に対する信頼の向上に努められたい。

c 留意すべき事項（欠損金が多額であり、経営改善を求めるもの）

No.	会 計 名	留 意 す べ き 事 項
1	病院事業会計	<p>令和3年度決算において、当期純損失6億1,474万余円を計上し、依然として未処理欠損金は266億8,736万余円と多額である。また、今後大規模投資に伴う支出が予定されており、多額の経費を要することが見込まれる。</p> <p>このため、病院局として収益の確保はもとより、更なる費用の節減にも努め、経営状況の抜本的改善を図ること。</p>

(カ) 流域下水道事業会計

a 決算の状況

流域下水道事業会計における収益的収支決算額は、維持管理費負担金等の事業収益が331億3,868万余円で、処理場費等の事業費用が329億3,290万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、国庫補助金等の資本的収入が80億8,035万余円で、建設改良費等の資本的支出が93億9,845万余円となった。

次に、損益については、収益は312億3,057万余円、費用は310億3,016万余円で、2億41万余円の純利益となった。

収益は、維持管理費負担金が増加したことなどにより前年度に比べ10億2,941万余円増加している。

一方、費用は、処理場費が増加したことなどにより前年度に比べ11億4,880万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ16億5,083万余円減の89億6,321万余円となった。

b 意見

(a) 将来にわたって事業を継続していくためにも、経営状況を適切に把握し、業務コストの削減を行うなど、経営基盤の強化を図り、安定した事業運営に努められたい。

(b) 老朽化が進行する下水道施設に対して、「千葉県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき、「持続的な機能の確保」と「ライフサイクルコストの低減」を図り、着実な維持管理を行うとともに、必要な改築についても的確に実施されたい。

IV 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

V 基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

令和3年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

令和3年度 千葉県土地開発基金

令和3年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和3年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

令和3年度末の基金現在高は、1,800,000,000円で、その内訳は、貸付金1,400,000,000円、現金400,000,000円である。

イ 美術品等取得基金

令和3年度末の基金現在高は、2,000,000,000円で、その内訳は、現金686,260,000円、物品1,313,740,000円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。

VI 健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

令和 3 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和 3 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	8.1 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	114.5 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

令和 3 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	令和3年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	— %	20.0 %

Ⅶ 内部統制評価報告書審査

1 内部統制評価報告書審査の概要

(1) 審査の対象

令和3年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

(2) 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

ア 評価手続に係る記載の審査

(ア) 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

(イ) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

イ 評価結果に係る記載の審査

(ア) 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

(イ) 重大な不備は是正されているか

(3) 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和3年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和3年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聞き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

2 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(1) 特記事項

監査委員が実施している定期監査の監査結果において、依然として多数の事務誤りが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

ア 入札事務の適正化

複数の土木事務所、農業事務所等において、予定価格の誤りにつながる工事の積算誤りが散見された。これまでの研修やチェックシートの作成など、再発防止策が十分に機能していない

と考えられる。実際にリスクが発現すると、入札結果にも影響を及ぼすなど重大な事態となることから、入札事務の適正化に向けて、更なる改善が必要である。

イ 財務事務の適正化

多くの所属において、収入・支出事務の遅延や誤りが認められている。中には複数の財務事務の誤りが頻発し、組織として内部統制が有効に機能しているとは言い難い所属も認められた。今後は、事務処理の適正化に努めるとともに、執行体制の整備を図る必要がある。

ウ 内部統制制度の浸透

定期監査において指摘等を行った財務事務の誤りについて、内部統制における不備として評価部局に連絡していない所属が認められた。これは、千葉県内部統制評価計画の「全庁的な内部統制の評価項目」において、モニタリングに関する評価項目の一部の解釈が不統一となっていることも一因であることから、評価項目を適切に見直すとともに、自己点検の適切な実施や不備の連絡を徹底させることなどにより、制度を浸透させるための対策が必要である。

(2) 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人ひとりが、制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

業務を法令に基づき適正に執行し、また、効率的かつ効果的な業務執行等を達成するためにも、内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう、取組内容について不断の見直しを行うとともに、より正確な自己点検等の実施により、発生した不備を的確に把握・共有し、内部統制の機能強化に努めていただきたい。

VIII 住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

令和 3 年度は 2 件の請求があったが、いずれも地方自治法に定められた要件を備えていない請求であったため、監査を実施していない。

IX 外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、令和 3 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

公認会計士 岡村 俊克

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマ

「県土整備事業に関する財務事務の執行について」

(2) 監査対象

県土整備部、千葉県土地開発公社、公益財団法人千葉県下水道公社及び公益財団法人千葉県建設技術センター

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（令和 4 年 3 月 29 日第 13722 号）に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	中島 輝夫	平成 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 3 月 31 日	常勤 代表監査委員
	小倉 明	令和 4 年 4 月 1 日	—	常勤 代表監査委員
	川口 明浩	令和 2 年 4 月 1 日	—	非常勤
議選委員	瀧田 敏幸	令和 3 年 7 月 14 日	令和 4 年 6 月 21 日	非常勤
	武田 正光	令和 3 年 7 月 14 日	令和 4 年 6 月 21 日	非常勤
	江野澤吉克	令和 4 年 6 月 22 日	—	非常勤
	鈴木 衛	令和 4 年 6 月 22 日	—	非常勤

令和3年度監査計画

(令和3年7月20日決定)

千葉県監査委員監査基準第7条第1項の規定により、令和3年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査の実施に当たっては、監査の効率化及び重点化の観点から重点監査事項を設定するとともに、地方自治法の改正により令和2年4月から実施されている内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえ、監査の対象に係るリスクの内容及び程度にも留意しつつ、監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 重点監査事項

(1) 財務事務について

ア 収入未済の債権管理等について

普通会計、公営企業会計に係る収入未済は依然として多額にのぼっており、歳入の確保だけでなく県民負担の公平性という観点からも、解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手續等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認する。公営企業会計における破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくこと

が求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、管理及び処分について適正に行うことが求められる。

そこで、財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

(2) 適正な事務執行の確保について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報の漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理のミスが依然として多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理等の徹底

3 実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則令和3年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、令和3年4月1日現在の485機関とし、実施方法・実施体制は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査（テーマ型）

事務の執行について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則令和2年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ① 県の出資比率が25%以上の出資法人
- ② 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③ 県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④ 県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

ウ 監査対象団体数及び監査の実施方法・実施体制は、表2のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 決算審査

ア 普通会計

令和3年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和3年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、以下のとおりとする。

- ・ 会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び22基金
- ・ 公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
- ・ 知事所管の1特別会計

エ 実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。

オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、3月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(7) 基金運用状況審査

- ア 令和3年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、月間の監査等計画で定める。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種類		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	令和4年8月
		公営企業会計	令和4年7月
	出先機関		令和3年9月～令和4年7月
財政的援助団体等監査		令和3年9月～令和4年3月	令和3年12月、 令和4年2月・6月
決算審査	普通会計	令和4年8月	令和4年9月
	公営企業会計	令和4年7月	
例月出納検査		毎月25日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	令和3年12月、 令和4年2月・6月・9月
基金運用状況審査		令和4年8月	令和4年9月
健全化判断比率等審査		令和4年8月	令和4年9月
内部統制評価報告書審査		令和4年8月	令和4年9月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報掲載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

7 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

表1 定期監査の監査対象機関数及び実施方法・実施体制

区 分		監査対象 機 関 数	実 施 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	108	108	—	108
	出先機関	337	118	219	337
	計	445	226	219	445
公 営 企 業 会 計	本 庁	14	14	—	14
	出先機関	26	21	5	26
	計	40	35	5	40
合 計	本 庁	122	122	—	122
	出先機関	363	139	224	363
	計	485	261	224	485

実施体制：本庁の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。

出先機関の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

※本庁の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び実施方法・実施体制

区 分	監査対象 団 体 数	実 施 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	32	16	16	32
私立高等学校	33	2	6	8
その他の援助 (補助) 団体	13	8	0	8
指 定 管 理 者	13	5	0	5
計	91	31	22	53

実施体制：実地監査は、原則、監査委員2名により実施し、書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

千葉県の監査－令和3年度版－

令和5年1月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>